いじめ防止基本方針

豊橋市立東陽中学校

令和5年4月1日

豊橋市立東陽中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止基本方針の策定にあたって

≪いじめの定義≫

≪いじめの理解≫

- ① いじめはどの集団にもどの生徒にも起こり得る問題である
- ② いじめの四層構造や、生徒の人間関係を踏まえた指導が必要である
- ③ 常に重大事態を想定して指導にあたる
- ④ 特別な教育的配慮が必要な生徒の背景を理解して指導にあたる
- ⑤ 生徒をとりまく大人が確かな人権感覚を備えた言動を心がける

第2章 いじめ防止等の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 施策の基本方向
 - (1) いじめの未然防止
 - ① 生徒の居場所づくりと絆づくり
 - ② 「いじめを許さない」という意識の徹底
 - ③ いじめを助長させない大人の意識
 - ④ いじめ問題に対する地域連携
 - (2) いじめの早期発見
 - ① 生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性
 - ② 相談しやすい雰囲気づくり
 - ③ 組織で対応する教職員集団づくり
 - (3) いじめの早期対応
 - ① 迅速で慎重な事実確認
 - ② 生徒の安全確保
 - ③ 組織的な対応
 - ④ 家庭への情報提供
 - ⑤ 警察との連携

第3章 いじめ防止等に向けた取り組み

- 1 いじめ防止のための組織
 - (1) 名称「いじめ対策委員会」
 - (2) 構成員
 - (3) 役割
- 2 年間計画
- 3 取り組み状況の把握と検証 (PDCA)
 PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

- 4 いじめ防止のための体制
- 5 いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取り組み
 - ≪未然防止≫
 - ≪早期発見≫
 - ≪早期対応≫
- 6 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応
- 7 いじめ予防のための方策
- 8 いじめへの対応
 - 1. いじめの発見、通報を受けた場合の対応
 - 2. ネット上のいじめに対する対策
 - (1) 学校で行われる対策
 - (2) 家庭に対して行われる対策
 - (3) 発生時の対応

第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の定義
- 2 学校及び教育委員会の対応
 - (1) 対応の概要
 - (2) 重大事態の調査
 - ① いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合
 - ② いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合
 - (3) いじめを受けた生徒及びその保護者への対応
 - ① いじめを受けた生徒への支援
 - ② いじめを受けた生徒の保護者への対応
 - (4) いじめを行った生徒及びその保護者への対応
 - ① いじめを行った生徒への指導
 - ② いじめを行った生徒の保護者への対応
 - (5) 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

【関係機関連絡先】

いじめ早期発見のためのチェックリスト いじめ早期発見・対応マニュアル いじめ防止年間指導計画

豊橋市立東陽中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止基本方針の策定にあたって

≪いじめの定義≫

《法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該 生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立ち、悩みを親身になって受け止め、あくまでもいじめられている生徒の認識によることに留意します。

ただし、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れたりするあまり、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、本人からの訴えだけに限定した対応をしないようにします。

≪いじめの態様の例≫

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等 「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定>より (以下「国の基本方針」という)

≪いじめの理解≫

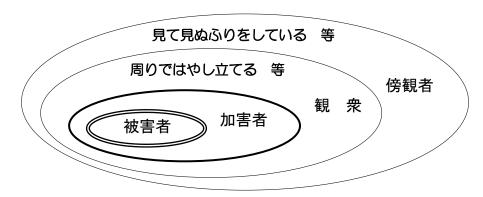
① いじめはどの集団にもどの生徒にも起こり得る問題である

友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりします。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。

② いじめの四層構造や、生徒の人間関係を踏まえた指導が必要である

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要があります。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

いじめの四層構造



③ 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、 認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した 上で対処することが大切です。

④ 特別な教育的配慮が必要な生徒の背景を理解して指導にあたる

発達障害のある生徒やその疑いのある生徒、特別支援学級に在籍している生徒、または 外国人生徒等がいじめを受けたりする場合があります。これらの生徒は、その特性から自 分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があるた めに、周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくいことがあります。また、 家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していなければなりません。

こうした教育的配慮が必要な生徒の背景を十分理解した上で適切に対処する必要があります。

⑤ 生徒をとりまく大人が確かな人権感覚を備えた言動を心がける

「性的マイノリティ」である生徒や、見かけや憶測からいわゆる「LGBT」のようだとされる生徒に対して、いじめの対象にならないよう慎重な配慮が必要です。こうした生徒は自身の状態を秘匿し、表面的にはその特性が認知されにくい場合が多いことを踏まえ、大人が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、大人から性別に関わる冗談やからかいを慎むよう心がける必要があります。

第2章 いじめ防止等の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう,いじめ根絶に向け,社会全体で取り組むために以下のとおり基本理念を定めます。

「いじめをしない・させない・見逃さない」

2 施策の基本方向

(1) いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての生徒を対象としたいじめの 未然防止に取り組むことが何よりも重要です。そのため、生徒はもちろんのこと、教職員 をはじめ関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくることが不可欠です。

① 生徒の居場所づくりと絆づくり

学校では、いじめを生まない風土をつくるため、生徒が自己存在感をもって安心して 過ごすことのできる「居場所づくり」を進めます。そして、授業や学校行事の中で、他者 から認められ、他者の役に立っているという自己有用感をベースとして、互いを認め合 う人間関係を築けるような場面を作ることで生徒同士の「絆づくり」を進めます。

② 「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を生徒の中に浸透させ、いじめの四層構造における「観衆」「傍観者」が「仲裁者」となり、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高めます。

③ いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が、生徒の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動します。大勢の前で、特定の生徒にとって負のイメージとなる言動をしたり、冷やかしたりすることが、生徒のいじめを助長する場合があることを自覚しておかなければなりません。

④ いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針について周知し、いじめ問題に対する取り組みの重要性について 市民全体に認識を広めます。そして、市、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然 防止の啓発活動を進めます。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、すべての大人が連携し、 生徒のわずかな変化に気づく力を高めることが必要です。そのため、わずかな兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がけます。

① 生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性

生徒は、「報復をされる」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめられた 事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもあります。すべての教職員が、 何気ない生徒の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、生徒のどのような 話も真剣に受け止め対応します。

② 相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの生徒が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、いじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせます。そして、集団のいじめをなくし、いじめられている生徒を守るための「仲裁者」となり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に安心して相談できる雰囲気づくりに努めます。

③ 組織で対応する教職員集団づくり

いじめや生徒のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から教職員間で情報を共有し、互いに支え合える協働的な指導体制を整え、生徒の様子について気軽に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努めます。

(3) いじめの早期対応

いじめが確認された場合,学校はいじめを受けた生徒や,いじめを知らせてきた生徒の 安全を確保するとともに,いじめを行った生徒に対して適切に指導します。こうした一連 の対応を迅速に行うための体制強化を図ります。

① 迅速で慎重な事実確認

生徒のいじめの疑いを認知した場合,教職員はいじめられている生徒の立場に立って, 受容的な姿勢で話を聞き,迅速に対応します。いじめに対する関係生徒の認識にはそれ ぞれ「ずれ」があることを理解した上で,伝聞情報に惑わされないよう,慎重に事実の 確認を行います。

② 生徒の安全確保

いじめられている生徒といじめの行為を相談してきた生徒の安全を最優先することを 心がけて対応します。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートした り、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行います。 いじめは加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした生徒が逆にいじめられること があり得るため、いじめた側の見守りにも十分配慮して対応します。

③ 組織的な対応

いじめに関わった生徒からの聞き取りは、「いじめ防止対策組織」で分担するなど組織的に対応を行います。普段から、教職員一人ひとりが、いじめを把握した場合の対処について共通理解をしておくとともに、小委員会を学校で設けるなどして、組織的かつ迅速な対応を可能とする体制を整備します。

④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則 とし、いじめられている生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たす とともに、指導のプロセスや結果について報告します。

⑤ 警察との連携

いじめが犯罪行為,あるいはその疑いがあると認められるとき,もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは,教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で早期に警察に相談・通報し,連携して対応します。

いじめは、必ずしも学校内で起きるとは限らず、学校外の人間関係でも起こり得ることを想定し、事案に応じて的確に対応していきます。

第3章 いじめ防止等に向けた取り組み

- 1 いじめ防止のための組織
 - (1) 名称「いじめ対策委員会」
 - (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、校務主任、各学年主任、生徒指導主事、生活サポート主 任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援学級主任、国際主任

- (3) 役割
 - ○いじめ防止基本方針の策定
 - ○いじめの未然防止
 - ○いじめの対応
 - ○教職員の資質向上のための校内研修
 - ○年間計画の企画と実施
 - ○年間計画進捗のチェック
 - ○各取り組みの有効性のチェック
 - ○いじめ基本方針の見直し

2 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

月	生徒	学校全体 (職員)
4月	相談窓口の周知徹底	○第1回いじめ対策委員会(年間
	生徒状況の把握	計画の確認、問題行動調査結果
		の共有)
		○「東陽中学校 いじめ防止基本
		方針」HP 公開
5月	第1回生活アンケートの実施 第1回面談相談週間	○教職員間による授業研究会 I (自己有用感を味わわせる授業 案づくり)
6月	ハイパーQU 実施	○アンケートの分析
	第2回生活アンケートの実施	○第1回いじめ対策委員会(アン
	三者面談(家庭での様子の把握)	ケート、面接の分析、進捗確認)

7月		○「居場所づくり」・「絆づくり」の 場面の設定を意識した学校祭の
		一一場面の設定を息載した子仪祭の 計画・立案
8月	夏休み明けの簡易アンケート実施	○第2回いじめ対策委員会(アン
	東陽祭(文化祭・体育祭)	ケートの分析、取り組みの検証)
9月	エゴグラムの実施	
		 ○「居場所づくり」・「絆づくり」の
10 月	 第3回生活アンケートの実施	場面の設定を意識した合唱コン
	第2回面接相談週間	クールの計画・立案
		○アンケートの分析
	A	
11月	合唱コンクール	
	ハイパーQU②	
12 月	第4回生活アンケートの実施	○学校評価アンケートの実施
	人権講話	
	三者面談(家庭での様子の把握)	○アンケートの分析
	冬休み明けの簡易アンケートの実施	○第4回いじめ対策委員会(アン
1月	第5回生活アンケートの実施→3年生 第3回面接週間(テスト週間に実施)→3年	ケート、面接の分析、進捗確認)
	弟3回面接週間(ノクト週間に美施)→3年 生	 ○第5回いじめ対策委員会(学校
		評価における年間の取り組みの
2月	第5回生活アンケートの実施→1,2年生	検証と次年度年間計画の策定)
	第3回面接週間(テスト週間に実施)→1,	
0.11	2年生	
3月		

3 取り組み状況の把握と検証 (PDCA)

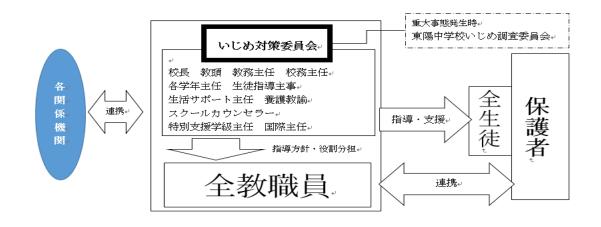
いじめ対策委員会は、上記のように年5回開催し、取り組みの検証や必要に応じた基本 方針や計画の見直し等を行う。

PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

まだ顕在化していないものの、この先いじめにつながりかねない問題まで積極的に発見しようとする試みと、そこで明らかになった課題を解決に導く教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検し、この一連の過程を見直す作業、そしてこれらを繰り返すPDCAサイクルによる取り組みを進めます。

そして,学校評価においても,こうした点を踏まえた目標を設定し,具体的な進捗状況や達成状況を評価しつつ,評価結果を基に取り組みの見直しや改善を図ります。

4 いじめ防止のための体制



5 いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取り組み

≪未然防止≫

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していきます。
- ② 「わかる授業」づくりに努め、生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくります。
- ③ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成します。
- ④ 互いを認め合い, 高め合う温かい学級集団づくりに取り組みます。生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し,達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで,自己肯定感や自己有用感,自他を尊重する態度を育成します。
- ⑤ いじめは重大な人権侵害にあたることを理解させる教育を行い、生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、生徒の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高めます。
- ⑥ 「性的マイノリティ」とされる生徒は、自身の状態を秘匿している場合が多いこと を踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談 やからかいを慎みます。

≪早期発見≫

- ① 生徒の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行います。また、児童生徒との 日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から 生徒に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童生徒や保護者との信頼関係を築きま す。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの生徒を見守り、情報を共有します。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視します。
- ③ 年に5回行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとすることで生徒の実態把握に努めます。発達段階に応じた質問文を準備したり、必要に応じて聞き取り調査を実施したりするなどの配慮をします。また、6回行う生活アンケートのうち、5月、10月、2月(3年は1月)は面接を同時に行います。

- ④ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、 校内の教育相談機能の向上に努めます。
- ⑤ 生徒の発達段階に応じて教科,特別活動,総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け,研修会などを実施します。

また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払います。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てます。

≪早期対応≫

① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応します。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図ります。そして、いじめを受けた生徒への支援と、いじめを行った生徒の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意します。

いじめを受けた生徒への支援

- ・もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」 という意思を伝えます。
- ・生徒の意向を汲みながら,学校生活の 具体的なプラン(登下校の方法等)を立 てます。
- ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等,安全で安心できる環境づくりに努めます。

いじめを行った生徒への指導

- ・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導します。
- ・いじめに至った要因や背景を踏まえ, 立ち直りに向けた相談活動や指導を継 続的に行い,自らの生き方をじっくり 考えさせます。
- ② いじめを通報・相談した生徒のプライバシーを確実に守ります。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた生徒の安全を確保するための取り組みを徹底します。
- ③ 周囲の生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気がもてるようにします。
- ④ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、 関係機関との連携も視野に入れて対応します。

6 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

生徒が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該生徒に刺激を与えることがないよう留意し、迅速に目立たず対応します。

- ① 校長のリーダーシップの下,直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き,「子どもの自殺予防マニュアル」(平成25年度豊橋市教育委員会策定)に基づき,事実関係や今後の方針についての情報を共有します。
- ② 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応します。
- ③ 全教職員が危機感をもって速やかに当該生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図ります。

7 いじめ予防のための方策

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート、情報交換を行う。
 - ①生徒対象「生活アンケート」の実施

年5回【5月、6月、10月、12月、1月(3年)、2月(1,2年)】

②教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査

年3回【5月、10月、1月(3年)、2月(1,2年)】

- ③週一度開かれる生徒指導委員会(火曜日1限)での情報交換
- ④アンケートやハイパーQUの分析方法に関する研修を行う。
- (2) 家庭での様子を把握するために、年2回(7月、12月)に三者面談を行う。
- (3) 毎日の生活日記「拓け未来」の有効活用をする。
- (4) 「居場所づくり」・「絆づくり」の場面の設定を意識した学校行事の計画・立案を行う。
- (5) 自己有用感を味わわせる授業づくりを全職員で研究、実践していく。
- (6) いじめの兆候をいち早く察知するために、平時から生徒との関わりを深め、いじめ の兆候を察知した場合は、すみやかにいじめ対策委員会を開催し、その情報を全職 員で共有する。
- (7) 生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。
- (8) 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- (9) 教育相談活動の充実を図る。
- (10) 職員、生徒にいじめについての以下のような基本的な認識をもたせる。
 - ① いじめはどの生徒にも、どの学校にもおこり得るものである。
 - ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
 - ③いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
 - ④ いじめはその行為により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

8 いじめへの対応

- 1. いじめの発見、通報を受けた場合の対応
 - ① いじめが予見または察知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
 - ② 常に被害者の立場に立った対応を心掛けること。
 - ③ 全教職員への周知徹底をはかり、学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解 決を図る。

④ 対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的 に対応する。

. , ,, = , = 0		
段階	留意点	
事実把握	・正確で偏りのない事実調査 ・全体像の把握 ・管理職へすみやかな	
	情報伝達	
方針決定	・ねらいの明確化 ・指導役割の分担 ・全職員の共通理解	
指導支援	・被害者の心情理解 ・原因の把握 ・加害者の反省 ・加害者と被害者	
	の融和	
継続支援	・正確な経過観察 ・再発防止 ・当事者、保護者への継続支援	

2. ネット上のいじめに対する対策

- (1) 学校で行われる対策
 - ① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について理解を図る。
 - ② 携帯電話、スマートフォン等の校内の持ち込み及び校内での使用を禁止する。
- (2) 家庭に対して行われる対策
 - ① 生徒の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の使用については、保護者の責任 及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
 - ② 掲示板等の書き込み等については、年度初めに保護者への啓発活動を行う。

(3) 発生時の対応

- ① 市教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、すみやかに現状の回復がなされるよう努める。
- ② 被害生徒・保護者への支援及び、加害生徒・保護者への指導を十分に行うととも に、事案に推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

「いじめによる重大事態」とは、「いじめにより学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」(法第28条第1項)をいい、以下のような場合が考えられます。

- 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- ※ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が必ず調査し「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う必要があります。

2 学校及び教育委員会の対応

(1) 対応の概要

学校に在籍する生徒に重大事態が発生した場合,重大事態に適切に対処し,同じことが繰り返されることのないよう,速やかに調査を行います。

- ① 学校は重大事態が発生した場合,直ちに教育委員会に報告します。教育委員会は, その旨を市長に報告します。(法第30条第1項)
- ② 教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- ③ 学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行います。

(法第28条第1項)

なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意します。

学校が調査の主体となる場合

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、全教職員への周知徹底をします。「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行います。 教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行います。

教育委員会が調査の主体となる場合

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行います。

- ④ 学校は、いじめを行った生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせます。いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒に対し、状況に合わせた継続的なケアを行い、 学校生活復帰のための支援や学習の支援を行います。
- ⑤ 学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。(法第28条第2項)

(2) 重大事態の調査

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、 どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事 実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。

学校及び教育委員会においては、たとえ不都合な事態があったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。

① いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍生徒や 教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行います。一方、いじめを行った生徒にも 聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定します。

② いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに,今後の調査について迅速に当該保護者と協議し,在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により,できる限り多くの情報を集め,客観的な事実を明らかにします。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

① いじめを受けた生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組みます。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援します。

- ・ 登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴します。
- ・ いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討します。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保します。
- ・ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行います。

② いじめを受けた生徒の保護者への対応

当該生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、 わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った生徒やその保護者 への不信感などを、強く抱いていることが考えられます。このような保護者の心情を 察しながら、当該生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行います。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝えます。
- 受けたいじめに関わる事実や、生徒の心身の状況について丁寧に説明します。
- ・ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を ともに検討します。
- ・ 当該生徒の支援を行いながら,「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受 診が必要と判断された場合には,保護者に受診を勧めます。
- ・ 保護者自身が不安を抱いている場合,教育相談員や臨床心理士の活用を勧める など,市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図ります。

(4) いじめを行った生徒及びその保護者への対応

① いじめを行った生徒への指導

いじめを行った生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導します。その際、いじめを受けた生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにします。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していきます。

② いじめを行った生徒の保護者への対応

当該生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求めます。

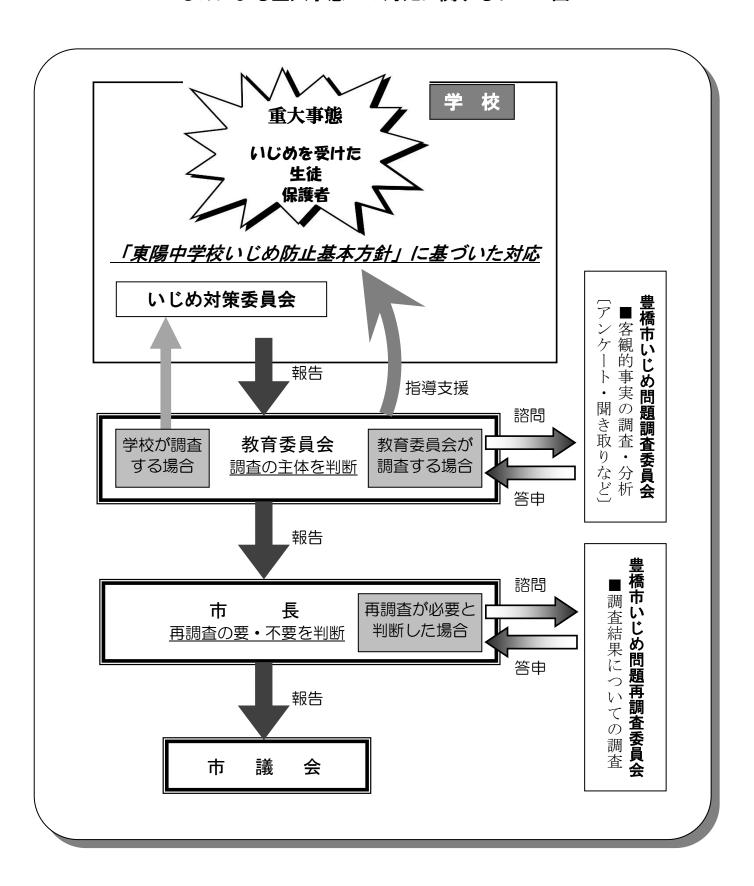
その後、生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言します。

(5) 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の下、生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行います。また重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。

学校及び教育委員会は、生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行います。

いじめによる重大事態への対処に関するフロ一図



【関係機関連絡先】

	機関名	住所・運営組織等	電話番号
	学校教育課	豊橋市今橋町1市役所東館11階	51-2826
	生涯学習課	豊橋市今橋町1市役所東館11階	青少年教育 51-2846
			生涯学習推進 51-2849
行	こども家庭課	豊橋市今橋町1市役所東館2階	放課後児童対策51-2856
政			子ども・若者相談窓口 29-8070
•	and the state of t		少年愛護センター
	こども未来政策課		29-8071
警察	東三河教育事務所	豊橋市八町通り五丁目4 東三河県庁3階	54-5111 (内線467)
7.7	県教育委員会義務教育	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-954-6789
	課		
	東三河児童障害者相談センター	豊橋市八町通り五丁目4 東三河県庁1階	54-6465(直通)
	豊橋警察署生活安全課少年係	豊橋市八町通り三丁目8 豊橋警察署3階	54-0110 (内線272)

相談機関	教育会館教育相談室	豊橋市神野ふ頭町3-22	33-2115
	子ども若者総合相談窓	豊橋市牟呂町東里26 青少年センター内	29-8070
	口		
	こころの健康相談(健康増進課)	豊橋市中野町中原100 ほいっぷ内	39-9145
	子ども SOS ほっとライン 24	愛知県教育・スポーツ振興財団	0120-0-78310
	ヤングテレホン	愛知県警察本部	052-951-7867
	被害少年相談電話	愛知県警察本部	0120-7867-70
		少年課少年サポートセンター	
	子ども人権110番	法務省人権擁護局	0120-007-110
	子ども・家庭110番	愛知県児童(障害者)相談センター	052-953-4152
	ココエール	豊橋市松葉町三丁目1	0532-54-7830
	教育相談こころの電話	愛知県教育・スポーツ振興財団	052-261-9671
	教育相談	愛知県総合教育センター	0561-38-2217
	※スクールカウンセラー	-緊急派遣の要請 → 教育会館担	当指導主事 33-2113

ほっとプラザ東	大岩町火打坂19-16	41-7630
ほっとプラザ西	牟呂町東里26	37-8008
ほっとプラザ中央	前田南町二丁目19-7	090-7693-2338

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめ早期	発見のためのチェックリスト
登校時	□朝早く登校したり、遅く登校したりする。
から	□いつも一人で登下校したり、友達と登下校していても表情が暗かったりする。
始業時	□自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
	□元気がなく、顔色がすぐれない。
	□理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。
松茶、	□授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
	□体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
の	□以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
時間	□うつむきかげんで発言しなくなる。
	□学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
	│□配布したプリントなどが届いていない。
	□グループ活動の際、一人だけ外れている。
	□ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。
	□教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
	□教職員が誉めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。
	□ (日本) □ (日本)
	55.
	口発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
	□特定の児童・生徒の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
	┃□特定の児童・生徒が指名されると、ニヤニヤする者がいる。
	┃□特定の児童・生徒の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。
休み時間	□仲のよかったグループから外され、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
	□一人で廊下や職員室付近をうろうろしたり、用がないのに職員室で過ごした┃
	りすることが多い。
	□教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたりする。
	□保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
	□灰達宝に行く回数が多くなり、教室に戻りたがりなく。 □友達と過ごしているが表情は暗く、オドオドした様子がみられる。
	□ 皮達と過ごしているが表情な聞く、オーオーした様子がありむる。 □遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
	□遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。(道具の後始末、他)
	□周りの友達に必要以上の気遣いをしている。
	□特定の児童・生徒のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	□下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
	□玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
	□いつも友達の荷物を持たされている。
	□靴や傘等が紛失する。
その他	□給食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
	□給食のメニューによって、配膳の量を極端に多くされたり少なくされたりす
	る。
	□清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
	□清掃時、他の児童・生徒から一人離れて掃除や後片付けをしている。
	□清掃時、特定の児童・生徒の椅子や机が運ばれなかったり、放置されたりす
	る。
	│□部活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出したりする。
	□集団活動や学校行事に参加することを渋る。
	□理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
	□日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現や投げ遣りな記述が見られる。
	□異なる通学経路から登下校する。